

富山大学附属図書館文献複写等内規

平成17年10月 1 日制定
平成21年 4月 1 日改正
平成26年12月 5 日改正
平成30年 3月15日改正
令和 2年 1月20日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、[富山大学附属図書館利用細則](#)第12条第2項に基づき、富山大学附属図書館（以下「図書館」という。）が受託する文献複写（学外への文献複写の依頼を含む。）及び図書館資料の現物貸借（以下「文献複写等」という。）について、必要な事項を定める。

(受託の原則)

第2条 文献複写等は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(文献複写等の依頼)

第3条 文献複写等を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長（以下「館長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

2 学外への文献複写等の依頼（以下「学外依頼」という。）については、図書館は、前項の申込書に基づき他大学図書館等に依頼を行う。

(文献複写の制限)

第4条 図書館は、著作権法に定められた範囲内で、申込に基づき所蔵する図書館資料の文献複写を行う。

第5条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、申込者に対し、文献複写の申込を制限し、又は断ることができる。

- (1) 図書館の複写の能力を超える申込があった場合
- (2) 図書館から学外への依頼の能力を超える申込があった場合
- (3) 文献複写の禁止が定められている場合

(文献複写等料金の納付)

第6条 第3条により文献複写等の承認を得た者（学内の部局等の依頼でその経費を移算するものを除く。）は、文献複写等料金を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その者が著作権法施行令第1条の3に規定する図書館等及び学校図書館法第2条に規定する学校図書館並びに海外の高等教育機関及び研究所等の図書館等又はその他の図書館等である場合及び地域医療関係機関関係者は後納とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学外依頼に係る文献複写等料金については、学外依頼先の図書館等の定めに従うものとする。

4 いったん納付した文献複写等料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(文献複写料金)

第7条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

(著作権に関する責務)

第8条 文献複写等により当該図書館資料に関する著作権法上の問題が生じた場合、申込者がその責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、文献複写等に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表

種 別		単位	料 金	
			学内者	学外者
印画引伸	リーダープリンタ	1 枚	20 円	40 円
電子複写	A3 判以下（白黒）	1 枚	20 円	40 円
	A3 判以下（カラー）	1 枚	70 円	100 円
文献画像伝送	A3 判以下	1 枚		65 円
ファクシミリ	A3 判以下	1 枚		80 円

備考 上記料金は消費税を含む。